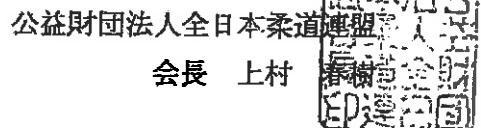


全柔連発第25-0153号

平成25年6月4日

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

委員長 山内 貴博 殿



要 望 書

最終報告に当たり、以下の2点について、事実・実態に即して再調査・分析・評価をしていただきますよう、取り急ぎご要望等を申し上げます。

この要望書において要望する事項についての理由等につきましては、すでにご連絡した2人の事務局職員からの「上申書」、および事務局長から提出されている「意見と要望」に記載されている事情等を背景としておりますので、それらとあわせてご覧いただくよう、お願ひいたします。

1. 今回、第三者委員会において行われている受給資格調査について、これまでの制度運用の実態・実績と強化の現場の声を反映した判断をいただきたいと存じます。

なお、本連盟が候補者として推挙した方は、いずれも、本連盟の強化活動に様々な観点から多大な尽力をいただいている人ばかりです。

2. 「強化留保金」は、「公益財団法人全日本柔道連盟」とは関係のない資金であり、本連盟は、その資金の管理等に関与しておりません。そのような理解に基づいて最終報告をいただきたいと存じます。

*本要望書が第三者委員会に提出されたことについては、最終報告書の中にも明記しておいていただきたく、また、報告書に添付される場合には、全文を掲載していただくようにお願いいたします。

添付資料

1. 5月28日提出の「中間報告に対する意見および要望」(写し) ····· 1部
2. 5月14日提出の「上申書要旨」(写し) および「上申書」(写し) ····· 1部

以上

全柔連発第 25-0136 号

振興センター助成金問題に関する第三者委員会
委員長 山内 貴博 殿

平成 25 年 5 月 28 日
公益財団法人全日本柔道連盟



中間報告に対する意見と要望

中間報告を見て、現場の実態と離れたところで評価がなされているところがあり、最終報告に向けて、事実・実態に即して再調査・分析・評価をしていただきたく、意見と要望を申し述べます。

(本意見・要望を提出する理由)

1. 本連盟は、本件に関する新聞報道を受け、暴力的指導に関する第三者委員会報告書の 13 ページ「まず速やかに内部調査委員会を発足させ」との改善指摘に沿い、ただちに監事団を中心とし外部の専門家も入れた調査委員会を立ち上げることとしました。
2. しかし、その後、調査の方法について連盟の外の方々から意見が相次ぎ、まず「外部の人は監事 3 人を上回る 4 人以上にする」ということになり、次に「外部の委員に JOC でこのような調査を経験したことのある弁護士を入れる」ということになり、結局最後は、「監事団は除外して外部の弁護士・公認会計士 5 人で第三者委員会を立ち上げる」ということになりました。本連盟としては、第三者委員会の調査に全面的に協力することとしました。
3. 助成金に関わる問題であり、本来は、日本スポーツ振興センター (JSC) が指導や調査をするところであると思いますが、事案の調査・分析・評価の中立性と客観性を保持するためには、このような形の独立性の高い第三者委員会により第三者的立場から調査・分析や評価をしてもらうことは、極めて適切なことだと思いました。
4. しかしながら、4 月 26 日に中間報告を受領したあと本連盟にて JSC に報告に行くと、その場で、「助成金からの「強化留保金」への拠出金を全柔連から返還を求める」ということなどが記載された「第三者委員会の中間報告について」との通知文書（添付資料 1、参照）をいただきました。その内容から見ると、調査を依頼した本連盟が報告を受ける前に第三者委員会が JSC に報告内容を開示していたように思われました。また、第三者

委員会が調査のために行ったスタッフ個人助成金の受給者約70名へのアンケート結果の集約をJSCがやるというようなことも聞きました。第三者委員会の中立性・公正性という面で、こういうことでいいのだろうか、と思います。

5. すでに、「中間報告についての職員からの意見等」(添付資料2、参照)は5月14日にご連絡をしておりますが、言うべきことは、本連盟としてきちんと書面をもって正式にお伝えしておかねばと思いました。以下のとおり、意見・要望をとりまとめましたので、是非とも、再調査や、事実に即した必要な修正等をしていただくななど、最終報告に反映させていただくことをお願い申し上げます。

*なお、本意見・要望書が第三者委員会に提出されたことについては、最終報告書の中にも明記しておいていただくように、お願いいたします。

(中間報告書に対する意見と要望)

I 強化留保金について

(強化留保金の位置づけ、性格について)

1. 「強化留保金」は、全柔連の組織としての資金入出金に關係がなく、従って緯外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、互助会的な私的な資金である。

(中間報告書の記述に、一部、間違いあるいは認識の違いがある)

2. 中間報告書の記述に、一部、以下のとき、間違いあるいは認識の違いがある。
 - (1) 25ページ3行目：「全柔連強化委員会の銀行預金口座」は「全柔連強化委員会スタッフあるいは元スタッフの個人名義の銀行預金口座」というのが正しい。
 - (2) 25ページ9行目：「平成20年7月以降は全柔連事務局強化課」は「平成20年7月から24年の11月は出納管理も██████████」というのが正しい。
 - (3) 26ページ6行目：「直後に」は、「あとに」が、より正しい。他の記述箇所も同じ。
 - (4) 27ページ最後尾行：「回収」等、実際の事務作業については、全柔連強化課の職員に行わせていた」は「「回収」等についての一部の連絡などは、全柔連事務局強化課に所属のE職員(全柔連職員としての本来業務は女子強化チーム担当)に直接に指示して行わせていた」というのが正しい。
 - (5) 31ページ最後尾行：「指導者スポーツ活動助成金受給者に限定されてなされていた」は「指導者スポーツ活動助成金受給者のうち██████████の判断で選定された特定の助成受給者に対してなされていた」というのが正しい。
 - (6) 32ページ2行目：「強化留保金の拠出がない場合、督促が行われ」は「強化留保金

への入金がない場合、催促の連絡が行われ」 というのが正しい。

(7) 3 2 ページ3行目：「助成金の受領の有無と強化留保金の拠出の要否が連動していた」は「助成金の受領の有無と強化留保金への拠出が連動していることが多かった」というのが正しい。

(8) 3 2 ページ7行目：

「これらの事実を総合考慮すれば、強化留保金の原資は振興センターの助成金であると特定でき、また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない」というところは、

「これらの事実を総合考慮すれば、振興センターから個人に対して直接に交付された助成金の一部が強化留保金の原資の多くを占めるようになっていたことは状況的には明らかであり、また、強化委員長から指名されて拠出を求められた助成金受給者が過去からの慣例的なものと認識して拠出していたふしが伺える。しかし、強化留保金の制度そのものは、全柔連の組織の外にある独立した私的制度であり、強化留保金の管理者と資金拠出者の間だけで成り立っている制度である。全柔連が組織として関与する余地はなかった」ということが正しい。

(9) 3 2 ページ12行目：

「全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった。そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかつたことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題があつたものと言わざるを得ない」というところは、

「強化スタッフの互助会的資金である強化留保金は、██████████が管理をしていた時代の後半の時期（平成21年～24年）は、その管理は極めて社撰であった。強化スタッフの間で私的に運営されてきた仕組みではあるとはいえ、この間の管理の実態は、社会通念に照らし不適切であるといわざるを得ない。ただここには、全柔連としてのガバナンスの問題はほとんど介在しない」ということが正しい。

(10) 中間報告で記述されていることが、「全柔連が、法人組織として、強化留保金の管理に関与していた」ということであれば、一方で「強化留保金」の管理が著しく社撰であったという事実があるため、これでは、本連盟の財務管理に関する評価として大きな誤解を与える。もしそのようなことであれば、記述の全般について、誤解を与えないよう、事実に即したものに見直し、必要な修正をしていただきたい。

II 全柔連の組織として遵法精神について

(個人助成への対応を「全柔連の遵法精神の問題」につなげるのは安直に過ぎる)

1. 個人助成制度の運用の結果から生じたことについて、「全柔連が組織として遵法精神が欠けていたと断じられ」、「それを改善する仕組みを欠いていたガバナンスに問題があった」と指摘されている。制度そのものと、その運用や指導の問題と相まって生じたことであり、これをもって「組織としての遵法精神が欠落している」ということにつなげるのは安直に過ぎる。

(「全柔連が組織として遵法精神を欠いていた」ととられる表現は直して欲しい)

2. 中間報告書における23ページの8行目：

「全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていたと断ぜざるを得ない。また、そのような遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があったと指摘せざるを得ない」は、

「全柔連は、指導者スポーツ活動助成金が、全柔連（組織）が受給するものではなく指導者等（個人）がJSCから直接に受給するものであり、またこれまでJSCやJOCから特別な問題指摘もなかったことから、受給者がより適正な受給をしていくために必要な指導等に思いが及ばなかったものと言える。ただ、個人助成であるとして当初より助成金審査委員会の審議対象になっていなかつことなど、全柔連のガバナンスの面では甘さがあったと言わざるを得ない」というのが正しい。

III 最終報告に向けてのお願いなど

(個人助成の問題について、客観的かつ公平な評価をお願いしたい)

1. 個人助成の問題について、JSCやJOCにおける制度の運用面等においても問題があつたとのことであり、他の競技団体の実態も十分に確認した上で、客観的かつ公平な評価をお願いしたい。

(1) 今回の中間報告では、「助成金問題」に関して、指導者助成金についての制度上の問題点が相当明確になった。その中で、全柔連は、これまで長年に亘って、JOCやJSCの指導や承認をいただきながら対応をしてきた。

(2) 全柔連の強化チームは、ナショナルチームの強化選手たちに対して50名に及ぶスタ

ップがひとつのチームとなって指導・サポートに当たっている。その成果が上がって選手が国際大会で好成績を収めエリート指定の選手が増えると、それに伴って助成を受けられるスタッフも増える。この員数枠の中で助成対象のスタッフが選定されている。考え方としては、多様なスタッフが様々に連携しながらチームを支えているのであり、スタッフの間に基本的な差はない。今回の第三委員会の調査結果により、受給適正・不適正に区分されるとすれば、助成対象者として指名されてきたスタッフ個人にとっては極めて不合理で不公正・不公平になることになる。

(3) 個人助成の問題については、制度の運用の問題も指摘されていることから、全柔連だけの問題とは認識していない。全柔連の助成対象指導者に対しての適正を評価する場合、必ず、他の競技団体の実態も十分に踏まえた上で対処いただきたい。ある雑誌で、氏名こそ伏せられているものの、具体的例が出ていた。これに倣い、振興センターの協力のもと、最低限でも■をサンプル的にピックアップし、スタッフ助成金受給者、助成金の使途の実態を具体的に比較・検証したものを、開示いただきたい。

(事案の真相、問題の本質に迫り、的確・適切な評価をしていただきたい)

2. 今回の問題は、「全柔連」、「指導者助成対象者」および「強化留保金制度とその管理者」のお金の管理を巡る問題である。財布は3つあり、その財布の持ち主が、お金をどのように管理していたか、その管理にどのような問題があったのか。「全柔連」という財布の持ち主である全柔連が、組織としてどのように関わったかということである。このことを踏まえた上で、助成金の問題、強化留保金の問題とともに、事案の真相、問題の本質に迫り、的確・適切な評価をしていただきたい。

添付書類

1. 「第三者委員会の中間報告について」(写し)……………1部
2. 「中間報告についての職員からの意見等」(写し)……………1部

以上

(7)

全柔連発第25-0108-

平成25年5月14日

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

委員長 山内 貴博 殿

委員 稲葉 喜子 殿

木谷 嘉靖 殿

二村 隆章 殿

望月浩一郎 殿

公益財団法人全日本柔道連盟 監事団

三宅監事 竹内監事 住田監事 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

専務理事 小野沢 弘史

中間報告についての職員からの意見等（ご連絡）

中間報告が公開されたことで、本連盟の事務局職員から事務局長宛てに、別添のとおり上申書があがってきました。本連盟としては、まだ中間報告段階であり、コメント等は差し控えなければならないと思っておりますが、本連盟は、風通しの良い、開かれた組織づくりがひとつの課題となっていることもあります、とりあえず、原文のまま、ご連絡します。よろしくご査収ください。

添付資料

- (1) 上申書要旨 1部
(2) 上申書(写し) 1部

以上

(上申書要旨) はじめに ; 上申書提出の理由や最終報告に向けてのお願いなど

1. 中間報告を見て、あまりにも現場の実態と離れたところで様々な評価がなされているため、ついつい怒りの気持ちから、長い上申書となりました。お忙しい第三者委員会の先生方にこんな長いものを提示しても、目を通していただけるわけがないとのことで、要旨を作りました。
2. 助成金問題については、本来、センターに直接、指導や調査をしてもらえばいいのですが、そうしないで第三者委員会にお願いしたのは多分、全柔連はお上であるセンターとは力関係の上で言いたいことも言えないで、全柔連にかわって第三者の方に、中立的な立場から、問題を調査・分析し、評価をしていただきたいと思ったのだと思います。また、メディアなどで一方的に報道されていることについて、少しでも本当のことを明らかにしてもらいたかったからだと思います。攻められ続けて打つ手のない全柔連が、いわば第三者委員会の方に、弁護士さんの役割を期待したのではないかと思います。
3. だが、中間報告が発表され内容が明らかになったばかりなのに、その日に、振興センターから本連盟に対し、「助成金から拠出されていた強化留保金は全柔連に対し返還請求を行う予定である」等々との具体的な内容を盛り込んだ通知文書が届きました。手回しがよすぎて、さすがに驚きましたが、結局、まだ調査途中だからかもしれません、中間報告の内容は、まるで検事の見立て捜査による取り調べ結果のようなものであり、スポーツ新聞のスクープ記事の後追い記事のような内容になっていて、がっかりしました。
4. 「強化留保金」については、「管理に全柔連が組織として関与していた」などという結論は、直感的にもおかしな指摘だなと思いましたが、どうしてこうことになったのか。どういうふうに始まったもので、どういう性格の資金で、だれがどういう管理をしていったかということを考えると、「全柔連が組織として管理していた」というような言い方にはならないのではないかと思います。「歴代の強化委員長職にある人間が、強化スタッフが持ち寄り、あるいは強化スタッフから集めた資金を、個人・私人として管理していた」ということだと思います。もっとも、[REDACTED] 時代は、全く管理の体をなしていなかったらしいことは事実のようですが。
5. と思うのですが、これもあれも、それこそ、遵法精神が欠落しているからであり、柔道界という特殊な世界にいる人間の独りよがりな見方なのかもしれません。第三者委員会の報告には権威があり、一旦出した内容はそうそう変わらないと思いますが、本上申書で述べていることに、少しでもいいので、意のあるところを汲んでいただければと思います。
6. 全柔連という無機物に対して石つぶてが投げられているのではなく、その石つぶてを受けているのは、上村会長をはじめとする生身の人間であり、そこに働く職員ひとりひとりです。幹部職員の方は、今は弁明をする時ではないと黙っているようですが、やはり、言うべきことは言っておかねばと思いました。最終報告に向け、一般職員の行動や気持ちにも目を向けて、調査、分析、評価をいただければと思います。

(「はじめに」の文責 [REDACTED])

上申書（要旨）

1. 「強化留保金」の位置づけについて

(1) 「強化留保金」は、全柔連の組織としての資金入出金に關係がなく、従つて簿外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、私的な資金である。

(2) 「強化留保金」に関する修正要望箇所

① 3 2 ページ 7 行目：

「これらの事実を総合考慮すれば、強化留保金の原資は振興センターの助成金であると特定でき、また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない」というところは、

「これらの事実を総合考慮すれば、振興センターから個人に対して直接に交付された助成金の一部が強化留保金の原資の多くを占めるようになっていたことは状況的には明らかであり、また、強化委員長から指名されて拠出を求められた助成金受給者が過去からの慣例的なものと認識して拠出していたふしが伺える。しかし、強化留保金の制度そのものは、全柔連の組織の外にある独立した私的な制度であり、強化留保金の管理者と資金拠出者の間だけで成り立っている制度である。全柔連が組織として関与する余地はなかった」ということが正しい。

②3 2ページ1 2行目:

「全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった。そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかつたことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題があつたものと言わざるを得ない」というところは、

「強化スタッフの互助会的資金である強化留保金は、[REDACTED]が管理をしていた時代（平成19年～24年）については、その管理は極めて杜撰であった。強化スタッフの間で私的に運営されてきた仕組みではあるとはいえ、この間の管理の実態は、社会通念に照らし不適切であったといわざるを得ない」ということが正しい。ここには、全柔連としてのガバナンスの問題はほとんど介在しない。

2. 全柔連の遵法精神が欠落しているということについて

(1) 個人助成への対応をもって「全柔連の遵法精神の問題」と結論づけるのはおかしい。

個人助成の対象は指導者個人であり、提出書類のとりまとめ等に事務局強化課の若い担当職員が事務処理的に関わるだけであり、ここでは、これまで通用してきたことをきちんとそのままやること、やってみて注意されたら速やかに直すこと、という程度の遵法

精神しか働かない。運用が緩く、あいまいなところの多い個人助成の制度によって生じた不具合な事象について、「助成金受給について、全柔連が組織として遵法精神が欠けていたと断じられ」、「それを改善する仕組みを欠いていたガバナンスに問題があった」と指摘するのは、言い過ぎである。

(2) 「遵法精神の欠落」に関する修正要望箇所

23ページの8行目：

「全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていたと断ぜざるを得ない。また、そのような遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があったと指摘せざるを得ない」は、

「全柔連は、指導者スポーツ活動助成金が、全柔連（組織）が受給するものではなく指導者等（個人）が直接に受給するものであり、またこれまでJSCやJOCから特別な問題指摘もなかったことから、受給者がより適正な受給をしていくために必要な指導等に思いが及ばなかつたものと言える。ただ、個人助成であるとして当初より助成金審査委員会の審議対象になつていなかつたことなど、全柔連のガバナンスの面では甘さがあつたと言わざるを得ない」ということが正しい。

3. 最終報告に向けてのお願い

(1) 全柔連の公益財団法人としての立ち位置から見れば、社会性・公共性の高い個人助成の問題について、全柔連の組織としての遵法精神が厳しく問われ、その結果、助成対象指導者の範囲の問題、使途の問題ともに不適正なところがあるとして、個々の受給者への厳しい評価とともに、全柔連も厳しい処分を受けた場合、その理由によつては、全柔連はこれを重く受け止めざるを得ないと思う。従つて、この評価に当たつては、他の競技団体の「遵法精神」なるものの実態も十分に踏まえた上で、特に慎重な調査と分析を行つた上で対処いただきたい。「強化留保金」の問題については、最終報告においては、強化スタッフの互助会的私的資金であるとの認識を明確に示していただきたい。

(2) 基本的なことであるが、お金の問題を扱う場合、それが誰の財布の金の話かということを真っ先に押さえておく必要がある。今回の問題は、全柔連（親）と、ふたりの息子（「指導者助成対象者」と「強化留保金制度とその管理者」）のお金を巡る問題である。財布は3つあり、いくら親でも、別人格の息子の財布の管理はしない。ふたりの息子の財布の金と管理に問題があると言われているのなら、まずこれについてよく調べていただき、次に、親として、世間様に対してどのような姿勢をとるかという問題である。こと金に関しては、親と子は他人である。このことを押さえた上で、問題の解明に当たつていただきたい。

以上

(写)

上申書

(写) 上村会長 小野沢専務理事

平成25年5月2日

全柔連事務局

「振興センター助成金問題に関する第三者委員会」が4月26日に発表した中間報告で、「全柔連は、組織としての遵法精神が欠落し、組織として強化留保金に関わる不適切な行為を行い、組織のガバナンスにも大きな問題がある」との指摘を受けたと理解しました。この指摘については、我々職員としても、重く受け止めいかねばならないことだと思っております。

しかしながら、その後、本中間報告の内容を精査してみると、第三者委員会と全柔連の間に、いくつか重要な認識の違いがあるのではないかと思います。

第三者委員会の答申は、全柔連の今後の運営および将来に重大な影響を与えるので、我々としても、ただ看過していくわけにはまいりません。第三者委員会に対し、最終報告に向けて、さらに慎重な調査と検証をしていただくことを要請するよう、上申いたします。

以下のとおり、疑問に思うところ、意見・要望等をとりまとめました。よろしくご査収ください。

I 強化留保金の位置づけへの認識に関して

（「強化留保金」は、全柔連の簿外資金ではなく、強化スタッフ互助会的な私的資金である）

1. 「強化留保金」に関し、中間報告では、「全柔連における強化留保金の仕組みは不適切であり」、「全柔連の組織のガバナンスとして大きな問題があった」と指摘されているが、これは、我々の実感とは相當に異なる。「強化留保金」は、全柔連の組織としての資金入出金に關係がなく、従って簿外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、互助会的な私的資金である。

（中間報告書の記述に、一部不正確さと認識の違いがある）

2. 中間報告書の記述に、一部、以下のとき、不正確さと認識の違いがある。

（1）25ページ3行目：「全柔連強化委員会の銀行預金口座」は「全柔連強化委員会スタッフ個人名義の銀行預金口座」というのが、より正しい。

(2) 25ページ9行目：「平成20年7月以降は全柔連事務局強化課」は「平成20年7月から24年11月までは出納管理も██████████」というのが、より正しい。

(3) 26ページ6行目：「直後に」は、「あとに」が、より正しい。他の箇所も同様。このような「強調的」な表現が他にも時々見られる。

(4) 27ページ最後尾行：「回収」等、実際の事務作業については、全柔連強化課の職員に行わせていた」は「回収」等についての一部の連絡などは、全柔連事務局強化課に所属のE職員（全柔連職員としての本来業務は女子強化チーム担当）に直接に指示して行わせていた」というのが、より正しい。

(補足説明)

① ██████████は、公(全柔連の本来の強化関係業務)と私(強化スタッフの互助会的組織の運営に関する作業)の区分をあいまいにし、強化スタッフからの拠出の受け入れという作業等を、廊下を隔てた役員室から「おーい████、ちょっと来い」と呼びつけ、████に私的・属人的な関係で行わせていた。████はいわば、ただのメッセンジャーボーイで、彼が、これは全柔連としての公的な業務ではないと明確に意識していたかどうかは別にして、例えば連絡メールにわざわざ、「████の指示により」という文言を添えており、事務局強化課としての連絡ではないことを示している。

②なお、「回収」という用語がいつ頃から一人歩きしたのか定かではないが、これは、もともと助成金の受給対象となった一部の強化スタッフが任意に拠出していた資金が、歴史を重ねて「慣習化」する中で、柔道界・柔道人にまれに見られがちな欠点のひとつでもあるが、分かり易いが粗雑に、あるいは偽悪的な表現として、「みんなもらった金だ。回収だ」という程度の言い方になったのだと推察される。

(5) 31ページ最後尾行：「全柔連強化課からの電子メールにより、指導者スポーツ活動助成金受給者に限定されてなされていた」は「連絡対象者が増えたこともあり、E職員からの一斉配信の電子メールにより、指導者スポーツ活動助成金受給者のうち████の判断で選定された特定の助成受給者に対してなされていた」というのが、より正しい。

(6) 32ページ2行目：「強化留保金の拠出がない場合、督促が行われ」は「強化留保金への入金がない場合、督促の連絡が行われ」というのが、より正しい。

(7) 32ページ3行目：「助成金の受領の有無と強化留保金の拠出の要否が連動していた」は「助成金の受領の有無と強化留保金への拠出が連動していることが多かった」というのが、より正しい。

(8) 32ページ7行目：

「これらの事実を総合考慮すれば、強化留保金の原資は振興センターの助成金であると特定でき、また、資金拠出者が完全な自由意思により資金を供出しているとも言えず、強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない」というところは、

「これらの事実を総合考慮すれば、振興センターから個人に対して直接に交付された助成金の一部が強化留保金の原資の多くを占めるようになっていたことは状況的には明らかであり、また、強化委員長から指名されて拠出を求められた助成金受給者が過去からの慣例的なものと認識して拠出していたふしが伺える。しかし、強化留保金の制度そのものは、全柔連の組織の外にある独立した私的な制度であり、強化留保金の管理者と資金拠出者の間だけで成り立っている制度である。全柔連が組織として関与する余地はなかった」ということが正しい。

(補足説明)

- ① 「強化留保金の管理に全柔連が組織として関与していたと言わざるを得ない」という評価は間違いである。強化留保金の管理に全柔連は組織として関与していない。この表現のままでは、「強化留保金についての一時期の異常な管理の実態が、そのまま全柔連の組織としての管理実態でもある」と世間に間違って伝播される可能性が大きく、それは、全柔連としては、とても耐えがたい。
- ② 強化スタッフの私的な互助会的制度である強化留保金の管理者が、個人助成を受けた指導者等に働きかけて資金の拠出を求めたということである。
- ③ 強化留保金の管理を強化委員長が行っていた意味は、全柔連の強化の最高責任者でもある委員長の職にあるものが強化スタッフを代表して私的な資金の管理をしていたということである。「強化委員長」という肩書きがある人間が管理をしていることをもってただちに「全柔連が組織として関与している」ということでも、もちろんない。
- ④ 助成金の使い方の問題として、強化留保金へ拠出は「経費」支出ではなく、助成金の不適切な使用と指摘されているが、従来から、謝金的、もらい切り金と誤認して、拠出にも充てていたのである。このことは、強化留保金の仕組みの問題ではなく、拠出者サイドにおける助成金の使途の問題である
- ⑤ また、[REDACTED]時代はその資金の管理が極めて非常識、杜撰であったが、これに伴う問題は、資金管理者である強化委員長と拠出をしてきた強化スタッフの間の問題である。

(9) 32ページ12行目：

「全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった。そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかつたことは、全日本柔道連盟の組織のガバナンスとして大きな問題があったものと言わざるを得ない」というところは、

「強化スタッフの互助会的資金である強化留保金は、[REDACTED]が管理をしていた時代（平

成19年～24年)は、その管理は極めて杜撰であった。強化スタッフの間で私的に運営されてきた仕組みではあるとはいえ、この間の管理の実態は、社会通念に照らし不適切であるといわざるを得ない」という認識が正しい。ここには、全柔連としてのガバナンスの問題はほとんど介在しない。

(「強化留保金」は全柔連の「裏金」ではない)

3. 今回全柔連が第三者委員会に調査を依頼したのは、

記事「全柔連今度は裏金疑惑 助成金の一部不正徴収」および
記事「全柔連理事助成金を不正受給疑惑」が発端となっている。そして、強化留保金に関する調査のテーマは、「「強化留保金」なる仕組みは適正か」となっている。つまり「強化留保金が全柔連の裏金かどうか」ということである。これまでの調査の結果、「強化留保金の管理者が、個人助成金の受給者からその一部の資金を徴収して口座残高を増やし、その資金の管理・使用実態は極めて杜撰であった」ということが判明した。これが、「強化留保金の管理に全柔連が組織として関与し、強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であった」との中間報告となり、「第三者委員会 全柔連組織ぐるみ助成金の強制徴収 認定()」という記事につながっている(受給に関する問題では、「第三者委「全柔連は順法精神欠如」()」)。の記事が裏付けられたということであるが、これは事実とは違う。「強化留保金」は、全柔連の組織としての資金入出金に關係がなく、従って簿外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、私的な資金である。

(今後は個人助成についても全柔連にて管理していく)

4. ただ、公益財団法人に移行した全柔連としては、今後はこのような事態が発生するとのないように、個人助成事案とはいえ、資金の使途などにも注意を払うべく、助成金審査委員会審議の対象としていくなど、再発防止策を講じていくこととなる。

II 全柔連が組織として違法精神が欠けているとの指摘について

(個人助成への対応をもって「全柔連の違法精神の問題」と結論づけるのはおかしい)

1. 個人助成の、制度としての中途半端さに加え、全柔連の対応にも不十分な点があったのは事実であるが、これをもって、全柔連が組織として違法精神が欠けていると思われるような表現は改めてもらいたい。

(1) 違法精神に関し、まず職員個人レベルで全柔連の職員の資質としては、性格的に生真面目な人が多い。職員個人に違法精神が欠落しているかというと、そのようなことはない。昨今の世間一般レベルに照らすと、むしろ律義で誠実ではないかと思う。ただ法務等についてはアマチュア集団であり、特に若い職員は、仕事の経験も浅く、厳密に、客観的に、法律や規則に照らして判断するという習慣が身についているわけではない。とりあえず過去の前例の積み重ねがルールであり、分からぬところは所管の行政部門

聞いてそれがルールとなる。知らないことばかりなのでJOCやJSC聞くことに躊躇はなく、逆に全面的に頼ってしまいがちである。「手続きの手引き」にも、JOCが推薦を決定すること、「助成金の交付（支払い）は、活動完了後に提出される実績報告書を審査のうえ、助成金の額を確定後に行います」とあり、審査を得て承認されたことがそのままルールになる。

*仮に例えて言えば、助成対象者から問い合わせがあった場合、強化課の事務手続きの窓口担当者がJSCなどに対し、「支出が余ったらどうしたらいいですか」と照会し、もしその場の話で「後の事務処理が煩雑になるから、使い切ってもらった方がいいですがね」と回答をもらい、また、収入と支出の金額が一致しない書類を提出して「収支の数字が合っていませんよ」との指摘をもらったりすると、次からは、これらに関しては、「使い切って収支の数字を合わせること」がルールだと認識し、これをしっかりと守ろうとする。

(2) 全柔連は、公益事業だけを行っている法人であり、職員も、もちろん利益意識など毛頭なく、収入の確保やコスト意識なども、残念ながら皆無に等しい。決められたことを、手間暇を惜しまず、とにかくきちんとやろうとする姿勢がその基本にある。また、全柔連は国費等からの助成金と企業等からの支援金、全柔連に登録していただいた柔道人からの会費収入など、人からいだくお金に頼って運営しており、事務所賃料経費節減もあって特別な会長室もないくらいだが、かといって、法律や決められたことをないがしろにしてまでお金をもらおうなどというマインドは、もちろん、まったくない。

(3) 従って、行政からルールが明確に示され、その都度行政からの指導もしっかりとされている団体助成などについては、調べていただくとわかるが、まず、指示通りに、法的にも厳密に手間暇をいとわずに対応している。つまり、団体助成は、対象が全柔連であり、入金先も全柔連であるため、多少なりとも専門的な知識とマインドを持つ経理や総務部門、助成金審査委員会が関わり、遵法精神を第一に処理していくこうとする仕組みができている。そして、個人助成とはいえ、今回のように新聞に報道されたからではなく、JSCやJOCからきちんと問題として指摘を受けておれば、すぐに組織としは正する。これまでなんの問題提起も指導もなかったから、それをしなかっただけである。今回の調査の結果問題があったということをもって、全柔連が組織として遵法精神が欠けているからだというのは、論理として飛躍がある。

(4) 一方、個人助成の対象は指導者個人であり、提出書類のとりまとめ等に事務局強化課の若い担当職員が事務処理的に関わるだけであり、ここでは、これまで通用してきたをきちんとそのままやること、やってみて注意されたら速やかに直すこと、わからないことは聞いて理解したことをそのままやること、という程度の遵法精神しか働かない。手引きを配っていなかったのも、ただ単に、これまでもそうしていて何も問題がなかったからであり、指導者からの求めもなかったからである。窓口担当者から見れば、このことで、全柔連の遵法精神云々と大上段に構えられて責められることには、戸惑うばかり

りであろうし、もし自責の念を感じて思いつめたりすれば、それは本当に気の毒なことである。

(5) 個人に給付され個人が受益する制度ではあるが、たとえそうであっても、その制度の趣旨や規則を正しく理解し、法律や規則を守っていくように指導するのが全柔連の事務局職員の持つべき遵法精神とは思うが、実際本件で職員が対応する相手は柔道界の指導者層であり社会的な地位もしっかりした方々ばかりである。入職数年の若手職員がこれらの方を実際に指導するということはむずかしい。そもそも個人助成であり、受益者は指導者個人であり、受給者となって交付を受ける以上は、まずは当人が遵法精神をもって、正しい事務処理をしていくということが前提となるのではないか。

(6) ただ、当該の指導者もほとんど、本連盟の強化事業に本業の時間を割いてボランティア的に参画して活動していただいている方々であり、性善説に立って運用されているというこの制度では、「善意の受給者」の方々の行う事務処理に対して、そこまで厳格な遵法精神を求められてはいなかつたのではないか。

(7) このような、運用が緩く、あいまいなところの多い個人助成の制度に接して、事務職員および助成対象者とも遵法精神も緩みがちになる。その結果生じた不具合な事象について、「全柔連が組織として遵法精神が欠けていたと断じられ」、「それを改善する仕組みを欠いていたガバナンスに問題があった」と指摘されている。言い過ぎではないか。

(個人助成に関する遵法精神については、JOC・JSCにも問題なしとしない)

2. 役所が平素は柔軟な運用を指導しておいて、いざとなったら杓子定規を当ててくるということはままあることだから、それには耐えるとしても、そもそも法律を熟知し、これで生業としているはずの JSC が、交付要綱・実施要項とは異なる柔軟な運用を認めるような手引書を作成し、また長年、一見しておかしな収支報告などきているのにそれを正していくような審査をしてこなかったことなど、その遵法精神のレベルはどう評価されるのか。また JOC も、JSC に対する指導者推薦についての決定権を持つにもかかわらず、アスリートプログラムの内容を 23 年度に JSC の運用が変わったあともそのままにしていたこと、事務量が多いために推薦を決定するために行うべき審査業務を怠ったことなど、その遵法精神はどう評価されるのか。いずれにしても、木を見て森の状態を判断されたような、遺憾な感情は拭えない。

(全柔連として、さらなる遵法精神の向上に努めていく)

3. 以上は、個人助成の問題に関する調査だけとらえて、全柔連が組織として遵法精神を欠いている、と読まれかねないような表現に不満があったため、その理由や背景となることを述べたが、個人助成とはいへ全柔連の組織としての遵法精神を発揮できるようにすべきとの指摘自体は、今後とも、公益財団法人として、より高いレベルでのコンプライアンスとガバナンスを追及してきている本連盟としては、重く受け止めているところ

である。

*今回の個人助成金の受給を巡る遵法精神の問題とは、例えて言えば次のようなことか。

交番の前の交差点で、黄色の信号でもいつもそのまま走り、何年も交番のお巡りさんからは注意されなかった運転手が、安全講習を受けているし交通教本も持っているが、ふと気になって、交番のお巡りさんに、黄色信号はどんな意味かと聞くと、「注意だ」とのこと。「そうか、やはり今までどおり、注意して走るということでおかったのだ」と思いそのまま、また何年もその交差点を走っていた。ある日、誰かが、どういうつもりかは分からぬが、地元の新聞にこのことを話したので、交差点付近の地元で大きな話題となった。そして、交通課のおまわりさんが現場の交差点で見張ることになり、その中で運転手はいつものように黄色だからとそのまま気をつけながら交差点を走り抜けた。すると今度は、所轄の警察の刑事が運転手の所属する会社に来て、「お宅の社員の車の走行は交通違反の疑いがある。黄色信号は止まれという意味だ。社員にこういう運転をさせていたのは、お宅の会社に、法律を守るという気持ちがないからだ」。本当にきちんと止まろうとすると、同じように走っている他の車から追突される恐れが高いことは、どのお巡りさんも分かっている。会社は、違反といえば違反だろうからと、これまでの無知と社員への管理・指導不足を恥じつつ反省する。今は通常の運転では急ブレーキをすることも禁止されているようなので、交通ルールを厳格に守ることで多少交通渋滞を引き起こすことになても仕方がないと、これからは十分な車間距離をとり、信号機が見え出すと速度を落とすなど、さらに安全な運転をしていくということになる。

(「全柔連が組織として遵法精神を欠いていた」ととられる表現は直して欲しい)

4. 以上により、中間報告書における23ページの8行目：

「全柔連は、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていたと断ぜざるを得ない。また、そのような遵法精神の欠如を改善する仕組みを欠いていた点において、全柔連のガバナンスに問題があったと指摘せざるを得ない」は、

「全柔連は、指導者スポーツ活動助成金が、全柔連（組織）が受給するものではなく指導者等（個人）がJSCから直接に受給するものであり、またこれまでJSCやJOCから特別な問題指摘もなかったことから、受給者がより適正な受給をしていくために必要な指導等に思いが及ばなかったものと言える。ただ、個人助成であるとして当初より助成金審査委員会の審議対象になっていなかったことなど、全柔連のガバナンスの面では甘さがあったと言わざるを得ない」というのが正しい評価だと思う。

III 最終報告に向けてのお願いなど

(ふたつの問題の性格等の違いを踏まえて、分析・評価をいただきたい)

1. 全柔連としては、今回の問題はふたつあり、ひとつは個人助成の受給に関する問題と、

今ひとつは強化留保金問題であり、個人助成で受給した資金の一部が強化留保金の原資になつていったということに、ふたつの問題の接点があると認識している。以下のような、ふたつの問題の性格等の違いを踏まえて、評価をいただきたい。

(1) 問題は、①受給そのものの問題、②受給した資金が強化留保金に流れた問題、③強化留保金の管理の問題の3点あるのだが、中間報告では、①については、主として全柔連の遵法精神の問題とし、②と③を、拠出された助成金=強化留保金として、全柔連の問題として一体に論じ、強化留保金の仕組みおよび資金の管理に全柔連が組織として関与していたとしている。

(2) ふたつの問題は、そもそも、その基本的な性格が大きく異なる。前者は、個人助成であり全柔連に入金するものではないとはいえ、公金からの助成金受給という極めて社会性・公共性の高い問題である。後者は基本的には、一旦個人が受給して自分の懐に入ったお金の一部を強化留保金というこれまた私的な資金に拠出したという、資金の集め方を含むこの管理と使途の問題である。構造的には、強化留保金制度を構成している、管理に当たる強化委員長と強化スタッフの問題である。

(中間報告での「助成金問題」と「強化留保金問題」の扱いへの印象)

2. 中間報告段階での「助成金問題」と「強化留保金問題」の扱いについての印象は次のとおりである。

(1) 今回の中間報告では、「助成金問題」については、指導者助成金についての制度上の問題点が相当明確になった。そして、個々のケースについての適正・不適正の判断は、最終報告で示すとしている。全柔連は、これまで容認されてきた運用実態に照らし問題はないと思っている。ただ今度はこれを、今回調べてみて判明した、制度の本来の趣旨なる考え方、特に23年度以降の新しい指導基準に照らして、後追い的に、厳しい判断をくだされるようなことになるのではないかと心配している。

(2) 全柔連の強化チームは、ナショナルチームの強化選手たちに対して50名に及ぶスタッフがひとつのチームとなって指導・サポートに当たっている。その成果が上がって選手が国際大会で好成績を収めエリート指定の選手が増えると、それに伴って助成を受けられるスタッフも増える。複数の選手に複数のスタッフが員数枠的に張り付くような形で助成対象スタッフに選定されているところもあり、考え方としては、スタッフの間に、強化チームを支えるスタッフとしての基本的な差はない。自己申告のアンケート1枚で、運よく選手とつながりが高かったスタッフなどは受給適正と判断され、たまたま選手との縁が薄くて受給不適正とされたスタッフは、世間的には「不正受給」の指弾を浴び、職場にも家族にも気まずい思いをさせることになる。不名誉なことにもなる。元来何の罪もないスタッフ個人にとっては不合理で不公正な仕打ちになるであろうという危惧は禁じえない。

(3) 「強化留保金問題」については、強化留保金が、そもそも上記1. - (2) のような位置づけにあるという視点が抜け落ちたまま、「全柔連の強化留保金」の問題として位置づけられ、全柔連の不適切な行為・ガバナンスの問題の分かり易い事案として結論を出されてしまった感がある。たった一人の常軌を逸した人物により、公私混同、不適切な管理状態に陥ってしまっていた時期のあった、私的制度である強化留保金の問題をクローズアップして、「全柔連の法人組織としての問題を厳しく問う」ということになっている。

(最終報告に向けて、客観的かつ公平な評価をお願いしたい)

3. 全柔連の公益財団法人としての立ち位置から見れば、社会性・公共性の高い個人助成の問題について、全柔連の組織としての遵法精神が厳しく問われ、その結果、助成対象指導者の範囲の問題、使途の問題ともに不適正なところがあるとして、個々の受給者への厳しい評価とともに、全柔連も厳しい処分を受けた場合、その理由によっては、これを重く受け止めざるを得ないと思う。従って、この評価に当たっては、他の競技団体の「遵法精神」なるものの実態も十分に踏まえた上で、特に慎重な調査と分析を行った上で対処いただきたい。「強化留保金」の問題については、最終報告においては、強化スタッフの互助会的私的資金であったとの認識を示していただきたい。

*他の競技団体の指導者個人助成についての具体的な実態調査は、時間も限られており、そうあまねくはできないと思うが、[REDACTED]の記事で、氏名こそ伏せられているものの、[REDACTED]の例が出ていた。これに倣い、最低限でも[REDACTED]をサンプル的にピックアップし、指導者助成金受給資格、助成金の使途の実態を具体的に比較・検証しておいてもらいたい。

(事案の真相、問題の本質に迫り、的確・適切な評価をしていただきたい)

4. 最終報告に向け、事案の真相、問題の本質に迫る調査と分析をしていただき、的確・適切な評価をお願いしたい。

(1) 先の暴力的指導問題における第三者委員会の報告により、「柔道界は、柔道人だけの価値観に染まった、普通の世界とは別物の非常識な世界になっており、全柔連のコンプライアンスとガバナンスにも問題がある。自浄能力もない」ということが世の中のコンセンサスとして形成されている。このイメージと、これを後押しするメディアと「世論」に判断を左右されることなく、この事案はこの事案として、極力、先入観を排した、白紙の状態からの検証・分析をいただきたい。

(2) 一部メディアの、表層的かつ興味半分の報道が続く中で、全柔連のイメージは地獄の底まで落ちてしまったが、なお全柔連としてこれまでの法人運営についての誇りは失っていない。このまま汚名を帯びたままに終わっては、全柔連はさることながら、柔道界およびこれらの事案に関わった柔道人・柔道関係者個々人の名誉と信用にもかかわ

る。最終報告に向けて、事案の真相、問題の本質に迫っていただき、全柔連としての「助成金受給の問題」と、強化スタッフの互助会的組織としての「強化留保金の問題」を、より的確に判断・評価していただくようにお願いしたい。

(3) また、もっとも基本的なことであるが、お金の問題を扱う場合、誰の財布の金の話かということを真っ先に押さえておく必要がある。既に繰々述べたが、今回の問題は、全柔連（親）が生み落とし、今は自立した生計と人格を持つふたりの息子（「指導者助成対象者」と「強化留保金制度とその管理者」）のお金を巡る問題である。財布は3つあり、いくら親でも、自立して生計を営む息子の財布の管理はしない。ふたりの息子の財布の金と管理に問題があると言われているのなら、まずこれについてよく調べていただき、次に、親として世間様に対してどのような姿勢をとるかという問題である。全部、親の金、親の財布の管理の問題として扱うことは、正しくない。こと金に関しては、親と子は他人である。このことを押された上で、問題の解明に当たっていただきたい。

IV その他（メディアの報道と事実関係のギャップの解消）

(柔道女子暴力問題におけるメディア報道でのイメージと真相のギャップ)

1. 本件には直接関係しないが、メディアに報道があって問題として表面化し世間を騒がせているという意味では、先に社会問題化した、柔道女子ナショナルチームにおける暴力的指導問題も全く同じような経過と構造にある。

(1) 暴力的指導問題の事実関係に関し、メディアに報道される前に行っていた本連盟での内部調査、1月30日にメディアに情報が流れたあの、2月～3月の第三者委員会での調査（3月12日付けナショナルチーム女子選手暴力的指導に関する第三者委員会報告）、3月のJOCによる調査（3月19日付け処分決定通知書）、4月に公表された警視庁での[]に関する調査結果（4月27日付け朝日新聞記事による）によれば、いずれもほぼ同じ内容で、暴力的指導の全貌は以下のとおりであった。

① [] は、2010年から2012年の間に、A選手に対し7回、B選手に対し1回暴力的指導を行い、他の複数の選手に暴言を吐いた。[] は、自分の所属の選手であるC選手に対し2回暴力的指導をした。両者とも他の選手に対する暴力的指導はなかった。また、他のコーチには暴言・暴力はなかった。

②15名の中にA選手が入っていないことは、第三者委員会の調査により初めて明らかになった。つまり15人の選手が監督・コーチに対する暴力・パワハラ問題を連名で訴えたが、その中で実際に暴力的指導を受けたのは0~2名の選手であった。

(2) 昨年9月29日に [REDACTED] が [REDACTED] に [REDACTED] の暴力的指導についてはじめて通報して以降、[REDACTED] は昨年11月初めの段階では、暴力的指導についてその非を認めて深く反省し、柔道指導者と

しての再起を心に誓っていた（第三者委員会報告書5ページ：「[REDACTED]は、その後、指導法を改めようと決意し、強化委員会の[REDACTED]に対し、指導者講習会の受講を願い出たり、自らが直接選手に指導することを極力抑え、担当コーチに指導させるなど、指導の改善を試みるに至った」）。

(3)一方、[REDACTED]とA選手の間では、11月28日の段階で一応の解決を見ていた（第三者委員会報告書5ページ「11月28日、グランドスラム東京大会の折、A選手は多数の全柔連強化スタッフに促され、今後とも[REDACTED]の下で指導を受ける旨の意思表示をした」）。

(4)その後、柔道女子ナショナルチーム15名の連名によるJOC女子スポーツ専門部会宛ての「全日本柔道連盟女子ナショナルチームにおける暴力行為を含むパワーハラスメントについて」という書面（11月11日付）が、約1か月後の12月4日になってJOCに届き、12月10日になってJOCより全柔連にその写しが届いた。

(5)全柔連にて、年が明けた1月19日までの間に、事実関係の調査、関係者の処分を行い、ナショナルチーム指導者へ注意と指導および選手へのお詫びの場をそれぞれ設け、経過等も説明した。そのあとすぐに、12月末の中間報告に統いて、JOCに対して文書にて2度目の報告をした。全柔連としては、これまで前年9月29日から対応に取り組んでいた暴力的指導問題は、一応解決したと認識していた。

(6)その後、メディアがJOCなどに取材をした上で、1月30日に、全柔連にとっては寝耳に水であったが突然、15人の女子選手がJOCに訴えていたということが一斉に報道されるところとなり、その後、現在まで続く「全柔連柔道女子暴力的指導問題」に発展し、世間を騒がせてきた。

（メディア報道と一線を画した、毅然とした真相解明をお願いしたい）

2. 暴力的指導を肯定したり、事件を矮小化するわけではないが、一連の報道を通じて想像させられていたような、15名の選手が監督・コーチ陣にぼこぼこに殴られているようなイメージのインパクトが大きく、確定された事実関係を知って、そのギャップの大きさに驚かざるを得ない。この柔道女子暴力的指導問題とメディア報道の関係を経験し、事実関係を正確に把握し、一部のメディアの偏った関心や無責任な世論に不必要に右往左往すること、自信をもって、なるべく早く自らの言い分もメディア等に公表していくことの重要さを実感している。発信力ほぼゼロの全柔連に代わって、第三者委員会においては、メディアの報道とは一線を画した、正しい事実関係と評価を提示いただき、このギャップを解消していただくことを希望する。

(お願い)

ただ、昨年8月にロンドンオリンピックが終わり、次期強化体制が論議され出したあたりから、全柔連内外に不協和音が響き、9月29日に暴力的指導問題についての通報があつて以降、特に1月30日にメディア報道がなされたあたりから今日まで、全柔連の上村会長をヒール役に仕立てようとする何か巨大な力が、メディアや一部の人を後ろで操っているような感じがしています。長く続いている全柔連バッシングによる被害妄想か、極端な思い過ごしかとも思いますが、変に巻き込まれたくないという気持ちはあります。市井に静かに暮らす一庶民であり、メディアがスクラムを組んで全柔連に攻め込んできているような中で、変に関わりをもってメディア・ハラスメントにあうのも怖い。

・ 今回は、何を言っているかが問題で、誰がそう言ったかは大きな問題ではないと思うので、全柔連の外に出す場合は、本文はそのままいいので、肩書・氏名のところの墨消しをお願いしたいと思います。また、メディアやホームページなど、一般の目に触れる場に公開する場合は、関係者の実名を伏せるなどの格別の配慮をいただきますよう、お願いいいたします。

以上